

事業計画書

WEBサイトでの申請
※2枚目は作成が必要

1 申請者情報

(1) 雇用保険に加入している従業者数 **65** 人

(2) 主たる事業内容

自動車部品の製造

常時使用する従業者数の定義は、中小企業庁のホームページをご確認ください。詳しくは、事務局ホームページのQ・Aを参考にしてください。

(3) 常時使用する従業者数 **70** 人

(4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号で定める中小企業者の定義に該当します。

2 ICT環境整備に係る取組の実施期間

令和**3**年**5**月**1**日～令和**3**年**6**月**30**日

3 ICT環境整備に係る補助対象経費（税抜）

880,000 円

※取組実施後の実績報告書により補助金額を確定します。

※補助金は、委任状により広島市テレワーク環境整備促進サポーターへの振込も可能です。

4 補助申請額

補助対象経費（税抜） **880,000**円 × 補助率 **4/5** = 補助申請額 **704,000**円

補助申請額は、経費内訳書 [別添 A] を作成すると、計算できます。

※1,000円未満切り捨て
※上限1,000,000円

※次の内容を確認のうえ、チェックしてください。

本事業は、当該年度において国又は他の地方公共団体その他公的機関から補助金等の資金助成の交付決定を受けていない、または受ける予定がない事業です。

5 取組内容

(具体的内容を以下に記載してください。)

(概要)

- ・ノートパソコンを5台購入し、テレワークを希望する従業員に貸し出す。
- ・製造部門の従業員はテレワークで作業を行えないため、管理部門（人事部3名・経理部3名・生産管理部5名）の従業員がテレワークを行う。

[テレワークで行う仕事内容]

人事部:テレワークに対応した人事評価制度の検討・策定

経理部:帳簿の作成、経費の精算等

生産管理部:取引先との打ち合わせ(WEB会議で行う)、在庫に関するデータの入力

- ・VPN接続により従業員の自宅から会社のサーバにアクセスできるようにする。
- ・テレワークが行えるように就業規則を変更する。(社会保険労務士へ依頼する)
- ・テレワークの環境整備ができれば、それぞれの部署で、週に2回はテレワークを行うよう計画を立てて、実施する。

以下については、必ず記載してください。

- ・テレワークを行う予定の従業員名(または部署名)
- ・テレワークで行う仕事内容
- ・今後、テレワークを行う頻度(予定)

(必要な理由)

- ・取引先には、テレワークやWEB会議を行っている企業があり、以前より従業員からテレワークの環境整備について要望の声があった。
- ・社内では、日頃デスクトップパソコンを使用しており、テレワークのためにパソコンを持ち帰ることはできないため、ノートパソコン等を新しく整備する必要がある。市からの補助金があれば、新しくテレワークを行うための第一歩となるため、申請を行うこととした。

(見込まれる効果)

- ・在宅勤務を可能とすることにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につなげ、「新しい生活様式」を実現できる。
- ・弊社の管理部門は女性が多く働いており、テレワークができる環境を整えることで、家庭と仕事の両立の一助となり、今後、従業員の職場定着が見込まれる。